

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 29 年
6 月 20 日
(火曜日)

目 次

- 告示
 - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………一
 - 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………二
 - 土地改良区定款変更の認可(農村整備課)……………二
 - 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等(会計課)……………二
- 公告
 - 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出(商政課)……………七
 - 大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定による届出(商政課)……………七
 - 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………八
 - シルバー人材センター連合の住所及び事務所の所在地の変更の届出(労働政策課)……………九
 - 公共測量の実施の終了(監理課)……………九



山口県告示第二百三十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十條の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年六月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医 療 所 機 在 地 廃 止 年 月 日

たかもり眼科	岩国市周東町下久原二四八〇の一	平成二八、一二、三三
さくらだ眼科	周南市原宿町四番二四号	平成二九、四、三〇
医療法人翔健会おりたりゅうじ歯科医院	宇部市大字西岐波四五六〇の六	〃 〃 〃
山元歯科医院	岩国市山手町一丁目九番一八号	〃 〃 〃
清木歯科医院	光市三井六丁目一八番三〇号	〃 〃 三、二二
杜本歯科医院	玖珂郡和木町和木四丁目一四番九号	平成二八、一一、三〇

山口県告示第二百三十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九條の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年六月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

いちみや皮ふ科・形成外科	宇部市鍋倉町二番六号	平成二九、六、一
あじすこどもクリニック	山口市阿知須四五一五の一	〃 〃 〃
医療法人清樹会たかもり眼科	岩国市周東町下久原一四七の七	〃 〃 一、〃
さくらだ眼科	周南市原宿町四番二四号	〃 〃 五、〃
にし歯科医院	宇部市大字西岐波四五六〇の六	〃 〃 〃
ひで歯科クリニック	山口市中央四丁目一番一号	〃 〃 〃
医療法人山元歯科医院	岩国市山手町一丁目九番一八号	〃 〃 〃
杜本歯科医院	玖珂郡和木町和木四丁目一四番九号	平成二八、一二、〃
仁成堂薬局阿知須店	山口市阿知須四五一五の一〇	平成二九、六、〃
シジュウカラ薬局	防府市多々良一丁目八番三〇号	〃 〃 〃

指定訪問看護事業者等 の主たる事務所 の所在地	訪問看護ステーション等 の所在地	指定年月日
-------------------------------	---------------------	-------

独立行政法人地 周南市孝田町一 平成二九、
域医療機能推進 番一〇号 JCHO徳山中 周南市孝田町一 平成二九、
機構徳山中央病 番一〇号 中央病院附属訪問 番一〇号 六、一
院 看護ステーション

山口県告示第二百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年六月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

土地改良区の名称

認可年月日

下関土地改良区
下関市豊北町土地改良区

平成二九、六、五
六

山口県告示第二百二十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定により、平成二十九年十月一日から平成三十一年九月三十日までの間において県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格審査」という。）の申請の時期及び方法等について、次のとおり定めた。

平成二十九年六月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 競争入札参加資格

(一) 競争入札に参加することができる者は、政令第六百六十七条の四（政令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者で、物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いにあつては契約の種類及び金額に応じ四等級に、業務の委託にあつては契約の金額に応じ三等級（県庁舎等の清掃業務の委託にあつては、二等級）に区分して格付される資格を有するものとする。

(二) 競争入札参加資格の格付は、次に掲げる事項を審査して行うものとする。ただし、県庁舎等の清掃業務の委託の契約に係る競争入札参加資格の格付は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二

第一項の規定による建築物における清掃を行う事業の登録を受けている者（以下「建築物清掃業者」という。）についてのみ行うものとする。

1 資格審査の申請をする日（以下「申請日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が申請日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している直近の営業年度）の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本額（法人にあつては貸借対照表の純資産の部に計上した額の合計額とし、個人にあつては次年度繰越純資本金の額とする。）

2 直前決算における流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

3 物品等の製造を主たる業とする者にあつては、直前決算における機械装置、車両運搬具、工具及び器具の残存価格

4 申請日の前日における営業（建築物清掃業者にあつては、清掃業務）に従事する職員の数

5 山口県内に本店若しくは主たる事務所を有する者（以下「県内業者」という。）又は建築物清掃業者にあつては、申請日の直前の六月一日における障害者の雇用の状況

6 申請日の前日までの営業年数（建築物清掃業者にあつては、清掃業務に係るものに限る。）

7 直前決算の日以前二年の各営業年度における売上高により算出した年間平均売上高（建築物清掃業者にあつては、直前決算の日以前二年の各営業年度における清掃業務受託高により算出した年間平均契約金額）

8 建築物清掃業者にあつては、申請日の属する年度の直前の二年度間において清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けた期間

9 県内業者にあつては、次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百二十号）第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画（以下「一般事業主行動計画」という。）の策定及び届出の有無

10 県内業者にあつては、環境マネジメントシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無

11 県内業者にあつては、環境マネジメントシステムに関する一般財団法人持続性推進機構の認証及び登録の有無

(三) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、当該競争入札参加資格が決定された日から平成三十一年九月三十日までの間とする。

二 資格審査の申請の時期及び方法

(一) 申請の時期は、平成二十九年六月二十日以降随時とする。

(二) 資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（別記第一号様式。以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

(三) 申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

1 法人にあつては登記事項証明書（外国法人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類）、個人にあつては誓約書（別記第二号様式）

2 納税証明書（外国法人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類）

3 法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては資産負債調及び損益計算書

4 営業所の所在状況を記載した書類

5 営業に関して許可、認可等が必要とされる場合にあつては、これらを受けていることを証する書類（建築物清掃業者にあつては、建築物における清掃を行う事業の登録証明書の写し）

6 一般事業主行動計画の策定及び届出を行った者にあつては、都道府県労働局長に提出した当該届出の写し

7 一の(二)の10に定める環境マネジメントシステムに関する国際標準化機構の認証を取得した者にあつては、当該認証に係る登録証の写し

8 一の(二)の11に定める環境マネジメントシステムに関する一般財団法人持続性推進機構の認証及び登録を受けた者にあつては、当該認証及び登録を証する書面の写し

9 暴力団排除に関する誓約書（別記第三号様式）

10 1から9までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

(四) 申請書の作成に用いる言語等

1 申請書及び(三)の3に掲げる書類は日本語で作成をし、その他の書類で外国語で記載されたものは訳文の付記又は添付をしなければならない。

2 添付書類に記載する金額については、出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十八年財務省告示第三百六十七号）に示す外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならない。

三 官公需適格組合の特例

中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）に基づく事業協同組合で、山口県内に本店若しくは主たる事務所を有し、かつ、経済産業局長の官公需適格組合の証明を受けているものが、競争入札に参加することを希望する場合には、申請書に、二の(三)に掲げるもののほか、知事が別に定める書類を添えて、随時に、知事に提出することができる。

四 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、申請者に通知する。

五 審査事項等の変更の届出

競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、競争入札参加資格審査事項等変更届（別記第四号様式）に二の(三)に掲げる書類（変更に係るものに限る。）を添えて、知事に提出しなければならない。

- (一) 住所
- (二) 商号又は名称
- (三) 代表者の氏名
- (四) 県との取引を担当する営業所の名称及び所在地
- (五) 代理人

別記

第1号様式

(表)

新規・継続	登録番号		※受付番号	
-------	------	--	-------	--

※ 受 付

競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
 申請者 住 所
 商号又は名称
 代表者氏名
 (電 話 局 番)
 (ファクシミリ 局 番)

年 月 日から 年 月 日までの間において山口県が発注する製造の請負
 物品等の買入れに係
 業務の借売の委託

る競争入札に参加したいので、競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び関係書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

① 山口県との取引を希望する種目及び営業比率	(1) 物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払い												
	希望順位	大 分 類		小 分 類 1		小 分 類 2		小 分 類 3		小 分 類 4		小 分 類 5	
		番号	種 目	番号	種 目	番号	種 目	番号	種 目	番号	種 目	番号	種 目
	第1希望												
	第2希望												
	第3希望												
	第4希望												
	第5希望												
	(2) 業務の委託 (清掃業務の委託を除く。)												
	希望順位	大 分 類		小 分 類 1		小 分 類 2		小 分 類 3		小 分 類 4		小 分 類 5	
		番号	種 目	番号	種 目	番号	種 目	番号	種 目	番号	種 目	番号	種 目
	第1希望												
	第2希望												
	第3希望												
	第4希望												
第5希望													
備 考													
(3) 清掃業務の委託													
営 業 種 目			営業比率		営 業 種 目			営業比率					
清 掃 業 務			%					%					
					計			100					

(裏)

※	※資格区分						千円
② 自己資本額							千円
※							
③ 流動比率	流動資産 (千円) ÷ 流動負債 (千円) × 100 = %						
※							
④ 機械装置等の残存価格	区 分	取 得 価 格 (A)	減 価 償 却 額 (B)	残 存 価 格 (A)-(B)			
	機 械 装 置	千円	千円	千円			
	車 両 運 搬 具						
	工 具 ・ 器 具						
※	計						
⑤ 職員数	職 員 数	左記のうち、清掃業務従事職員数	清掃業務に関する資格、免許等を有する職員	資格、免許等の名称		人 数	
	人	人				人	
※							
⑥ 障害者の雇用状況	常時雇用する障害者の数	人 数	雇用状況の報告義務の有無	有 ・ 無	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数	人 数	
		人				人	
※							
⑦ 営業年数	営 業 開 始 年 月	休 業 期 間		現組織への変更年月	営 業 年 数		
	年 月	年 月から 年 月まで		年 月	年 間		
※							
⑧ 清掃業務に係る営業年数	営 業 開 始 年 月	休 業 期 間		現組織への変更年月	営 業 年 数		
	年 月	年 月から 年 月まで		年 月	年 間		
※							
⑨ 直前2年間の年間平均売上高	直 前 2 年 の 売 上 高		直 前 1 年 の 売 上 高		年 間 平 均 売 上 高		
	千円		千円		千円		
※							
⑩ 清掃業務に係る直前2年間の年間平均契約金額	直 前 2 年 の 契 約 金 額		直 前 1 年 の 契 約 金 額		年 間 平 均 契 約 金 額		
	千円		千円		千円		
※							
⑪ 一般事業主行動計画	一般事業主行動計画の策定及び届出の有無		有 ・ 無				
※							
⑫ 環境マネジメントシステム	環境マネジメントシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無		有 ・ 無	環境マネジメントシステムに関する一般財団法人持続性推進機構の認証及び登録の有無		有 ・ 無	
※							
山口県との取引をする支店等	名 称				郵便番号		
	所 在 地				電 話	局 番	
	代表者の氏名				ファクシミリ	局 番	
	名 称				郵便番号		
	所 在 地				電 話	局 番	
	代表者の氏名				ファクシミリ	局 番	
	名 称				郵便番号		
	所 在 地				電 話	局 番	
	代表者の氏名				ファクシミリ	局 番	
※							
参加停止の期間							

注 1 「登録番号」欄は、新規の場合は記入を要しないこと。

2 ※印欄は、記入しないこと。

3 署名を慣習とする外国法人又は外国人にあっては、「申請者」欄への押印は要しないこと。

4 ①欄の(2)の「備考」欄は、一つの希望順位内で大分類の種目をその他とし、かつ、小分類の種目をその他とする場合にのみ、その主要な業務の内容を記入すること。

5 ④欄は、申請者が物品等の製造を主たる業とする者の場合にのみ記入すること。

6 ⑥欄は、申請者が山口県内に本店若しくは主たる事務所を有する者又は建築物清掃業者の場合にのみ記入すること。

7 ⑧欄及び⑩欄は、申請者が建築物清掃業者の場合にのみ記入すること。

8 ⑪欄及び⑫欄は、申請者が山口県内に本店又は主たる事務所を有する者の場合にのみ記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第2号様式

誓約書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住所 氏名 (印)

私は、成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ないものいずれにも該当しないことを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第3号様式

暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号 申請者 住所 商号又は名称 代表者氏名 (印)

業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領別表参加停止措置基準第15号から第21号までに該当しないことを誓約します。

また、入札参加資格取得後においては、同基準第15号から第21号までに該当する行為を行わないことを併せて誓約します。

- 業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領別表参加停止措置基準抜粋
(暴力団排除)
- 15 役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する団体(以下「暴力団」という。)又は暴力団対策法第2条第6号に規定する者(以下「暴力団員」という。)又は暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力団の不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を供給するなどして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者(以下「暴力団準構成員」という。)であるとき。
 - 16 役員等が業務に関し、不正に暴力団又は暴力団員及び暴力団準構成員(以下「暴力団関係者」という。)を使用したと認められるとき。
 - 17 役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもつてするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
 - 18 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - 19 役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしてしていると認められるとき。
 - 20 本県と締結した委託契約又は物品調達等の履行に当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、契約を締結したとき。
 - 21 本県と締結した委託契約又は物品調達等の履行に当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、原材料等の購入、機材等の借入れ、又は産業廃棄物処理施設の使用をしたとき。

注 申請時においては、第15号から第19号までの規定中「役員等」とあるのは「申請者、申請者の役員及びその支店又は営業所(常時、業務委託契約又は物品調達等の契約を締結する事務所をいう。)を代表する者」と、第5号中「有資格業者」とあるのは「申請者」「申請者の使用人」と、「与えたとある」とあるのは「使用している」と、第7号中「使用人」とあるのは「申請者」「申請者の使用人」と、「与えたとある」とあるのは「与えたとある」と、第20号中「を締結した」とあるのは「を締結している」と、第21号中「をした」とあるのは「をして」と読み替えるものとする。

第4号様式

競争入札参加資格審査事項等変更届

年 月 日

山口県知事 様

届出者 郵便番号 住所 商号又は名称 代表者氏名 (電 話 (フマクシミリ) (電 話 (印)

下記のとおり 年 月 日から 年 月 日までの間の競争入札参加資格に係る審査事項等に変更が生じたので、関係書類を添えて届け出ます。
記

変更事項	変更年月日	変更の内容		
		変更前	変更後	備考

注 署名を慣習とする外国人又は外国人にあっては、「届出者」欄への押印は要しないこと。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



(一八二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十九年六月二十日から同年十月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
平成二十九年六月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオンタウン防府
所在地 防府市鐘紡町二七
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 池谷 幹男
会社
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	若林 辰雄	池谷 幹男

- 四 届出年月日
平成二十九年五月二十九日
- 五 変更年月日
平成二十八年四月一日

(一八二) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十九年六月二十日

から同年十月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年六月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 エスワイショッピングセンター

所在地 山口市赤妻町二五三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所

有限会社エスワイ 山口市赤妻町七番二七号

三 変更に係る事項

荷さばき施設的位置

四 届出年月日

平成二十九年六月二日

五 変更年月日

平成二十九年七月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 エスワイショッピングセンター

所在地 山口市赤妻町二五三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所

有限会社エスワイ 山口市赤妻町七番二七号

三 変更に係る事項の概要

所 代表者の氏名
吉光 貞子

変更に係る事項

変 更 前

変 更 後

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から午後二時まで

午前六時から午後九時まで

四 届出年月日

平成二十九年六月二日

五 変更年月日

平成二十九年七月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 エスワイショッピングセンター

所在地 山口市赤妻町二五三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所

有限会社エスワイ 山口市赤妻町七番二七号

三 変更に係る事項

荷さばき施設的位置

四 届出年月日

平成二十九年六月二日

五 変更年月日

平成二十九年九月三十日

(一八三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十九年一月二十七日山口県公告(一九)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十九年六月二十日から同年七月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年六月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フジ南岩国店(A敷地)

所在地 岩国市南岩国町三丁目七二九の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

一 名称 フジ南岩国店（B敷地）
 所在地 岩国市南岩国町三丁目八〇三の一
 二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

（一八四）シルバー人材センター連合の住所及び事務所の所在地の変更の届出

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十五条において準用する同法第三十七条第四項の規定により、次のとおりシルバー人材センター連合の住所及び事務所の所在地を変更する旨の届出がありました。

平成二十九年六月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 名称

公益社団法人山口県シルバー人材センター連合会

二 変更の内容

- (一) 住所を山口市糸米二丁目一三番三五号とする。
- (二) 山口市中央四丁目三番六号に設置した事務所を山口市糸米二丁目一三番三五号に移転する。

三 変更年月日

平成二十九年四月二十日

（一八五）公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、下松市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十九年六月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（基準点測量及び出来形確認測量）

二 作業の地域

下松市大字末武下

三 作業の期間

平成二十八年八月二十九日から平成二十九年三月三十一日まで

平成二十九年六月二十日印刷

発行人所

山口県知事庁